

有対・無対門

楠 宏 生

1. はじめに 有部諸論書の中で諸門分別の議論（アビダルマ的議論）は広汎に説かれており、諸法の分析において極めて重要な議論の方法であることは、先行研究の中で既に指摘されてきた¹⁾。本研究は、「諸門分別」という有部アビダルマの特徴的な議論の方法の中で、どのように「法の理論」が整備されていったのか、そのことを再検討するための一考察でもある。

本稿は、『俱舍論』が列挙している十八界の諸門分別（T. 29, p. 7a5–11b8, *AKBh*, 18.24–31.16, 二十四門による分別）を基準とした場合、その第二門「有対（sa-pratigha, 妨げのあるもの）・無対（a-pratigha, 妨げのないもの）」（*AKBh*, 19.3–20.3 (I. 29bc)）の考察である²⁾。その「有対・無対」とは、「色なるもの」（rūpin, 有色）と「色でないもの」（a-rūpin, 無色）とを限定するための区分概念である。

2. 『品類足論』・『発智論』における有対・無対の規定 有対・無対門は、初期有部論書に相当する『集異門足論』、『法蘊足論』の段階からすでに見出されるが³⁾、有部論書の中で有対・無対が主題として論じられるようになるのは『品類足論』からである。『品類足論』では、五蘊・十二処・十八界と有対・無対との関係が、それぞれ異なる文脈の中で解説されている⁴⁾。また、他の箇所（『品類足論』T. 26, p. 766a22–26）では、蘊・処・界を列挙する中で有対・無対が分類されており、『発智論』（T. 26, p. 1026c22–23, 旧訳 T. 26, p. 912b18–19）にも『品類足論』と同内容の解説が見出される。さらにまた、『品類足論』（T. 26, p. 733c15–16）では、四大種所造色と有対・無対との関係を論じているが、『発智論』（T. 26, p. 981c15, 旧訳 T. 26, p. 854a23–24）では、四大種所造の処（十二処）と有対・無対との関係を論じるようになる。

3. 『婆沙論』における有対・無対の規定 まず、『婆沙論』（巻 76, T. 27, p. 391a8–c20）⁵⁾における有対・無対の議論は、『発智論』「十門納息」の冒頭に列挙されている「四十二法」（T. 26, p. 943b7–16）の分類に基づいている。また、『婆沙論』における四十二法の解説の特徴は、『発智論』に列挙されている諸法の名称のみ

を取り上げて、『婆沙論』が独自に論じている点にある⁶⁾。

『婆沙論』は十二処にのみ基づいた有対・無対の分類であり、「五内色」と「五外色」とが有対であり、「意処」と「法処」との二処が無対であると説いている。また、『婆沙論』に至って「障礙有対」(āvaraṇapratighāta)、「境界有対」(viṣaya-pratighāta)、「所縁有対」(ālambanapratighāta)の三種の有対(T. 27, p. 319b17-c8; cf. *AKBh*, 19.7-9)が説かれるようになる⁷⁾。『婆沙論』全体の中で説かれる三種の有対は、第七十六卷、第百二十八卷のみである。第百二十八卷では、先に挙げた『発智論』の「大種所造の処と有対・無対」との問題の中で、三種の有対が論じられている。そこでの議論は、十二処の中で十色処は大種所造であり、また境界・所縁の二有対ではなく「障礙有対」であると論じている(『婆沙論』巻128, T. 27, p. 666a28-b9; 旧訳欠)。また、『婆沙論』第百二十八卷においても十二処を基準にして有対・無対を分類していることから、『婆沙論』が十二処にのみ基づいて有対・無対を分類するのは『発智論』以来の伝承に依拠していると考えられる。

次に、『婆沙論』は、三種の有対のそれぞれを解説した後に、「如是三種。有對法中。此中但說障礙有對」(T. 27, p. 391b24-25)と述べ、障礙有対のみを取り上げて論じている。『婆沙論』自身が論じる三種の有対の解説は、障礙有対のみであり、『婆沙論』は障礙有対を論じた後、『施設論』(T. 26, pp. 523c24-524a9)の引文をもって境界有対の解説とし、『婆沙論』は「此(『施設論』)中有礙者謂境界有對」(T. 27, p. 391c19-20; 旧訳欠)と述べて、有対・無対の議論を終えている。以上の点から、『婆沙論』は「障礙有対」を有部における有対の中心的な意味として論じているのである。それについて、『婆沙論』における有対・無対の規定、及びアビダルマ諸師説の解説から、障礙有対が『婆沙論』の中で主要な問題として論じられていることが窺われる。その有対の規定内容とは、「極微積聚」,「可分析」,「可積集」,「障礙」,「形質」,「能容受・能障礙」が有対であり、その反対が無対である(T. 27, p. 391b1-16, 旧訳 T. 28, p. 292a25-b7)。また次に、アビダルマ諸論師の規定は、(1)【脇尊者説】「可分析」(cheda, 分解できるもの),「可積集」(saṃcita, 旧訳では「有積聚」),「有障礙」(āvaraṇa),「有形質」(saṃniveśatva),「能容受・能障礙」(「虚空に」容れられ、および「虚空を」妨げるもの)⁸⁾, (2)【世友説】「有細分相(sūkṣma)・有障礙相」, (3)【大徳説(『旧婆沙』: 佛陀提婆)】「能容受・能障礙相」, (4)【妙音説】「極微の積聚性」(cf. *AKBh*, 263.12), (5)【世友説(『旧婆沙』: 婆摩勒(=世友))】「極微の雑合・積集・住(pratiṣṭhita)の相」, (6)【覺天説】「能據處所展轉相礙(空間を占有し、相互に妨げ合う相のもの)」の全六説である。第一説の脇尊者

説は、第六説（覺天説）以外の四説に関連しており、覺天説は旧訳から見出されないが、障礙有対の規定内容（T. 27, p. 391b20: 展轉更相障礙）として再説されている。

以上、『婆沙論』における有対・無対の諸規定は、いずれもが極微に関する規定内容であり、障礙有対のことを言っている。『婆沙論』が特に問題としている有対は、障礙有対なのであり、十色処の有対を指し示すことに重点が置かれている。以上の点から、『婆沙論』は、有色なる十色処が、有対であることをより厳密に限定するために、障礙、境界、所縁という三種の有対を新たに立てるようになったと考えられる。

4. 『婆沙論』以降の論書における有対・無対の規定 『婆沙論』以降の諸論書では、十八界の諸門分別の中で有対・無対が論じられていくことになる。『心論経』（T. 28, p. 835b20-29）では、有対・無対の分類、および三種の有対を挙げ、最後に障礙有対を述べているが、その解説として有部正説ではない「上座鳩摩羅多（Kumāralāta）」⁹⁾の説を挙げている¹⁰⁾。次に『雜心論』（T. 28, p. 875a16-19）では、十八界と三種の有対についての偈を説いており、『心論』、『心論経』、および『俱舍論』、『順正理論』と異っているが¹¹⁾、『俱舍論』、『順正理論』に論じられている、三種の有対それぞれに分類されている諸法と同じである¹²⁾。また、『雜心論』は、障礙有対の解説の中で、「極微聚故。障礙故。可分故。據處所故當知」（T. 28, p. 875b2）と述べており、『婆沙論』の諸師説に相当する文言を列挙している¹³⁾。さらにまた、『雜心論』は、三種の有対の相互関係とその相違点を明確化するために、障礙有対と境界有対との四句分別、境界有対と所縁有対との二句を論じている。

次に、『俱舍論』が論じている有対・無対門の内容は、『雜心論』の解説とよく一致しているが、『俱舍論』の有対・無対門の偈には「十有色有対」（T. 29, p. 7a9, *AKBh*, 19.4-5: *sapratighā daśa / rūpiṇaḥ* / (I. 29bc); cf. *AKBh*, 12.3-4）とあり、「有色」（*rūpin*）の語を挙げて障礙有対のことを述べている。有色は、色を自性とする界のみを対象とするから、無色（*a-rūpin*）である七心界と法界（及びその一分である無表色）は含まれない（cf. *SA*, 58.23-29; *AKBh*, 19.18）。よって、『俱舍論』の偈に説かれている有対は、障礙有対のことを言っているのである。また『俱舍論』は、「對」（*pratigha*）と「礙」（*pratighāta*）の語の意味を新たに再検討している。つまり、「對」の語について、「對是礙義」（T. 29, p. 7a13, *AKBh*, 19.6: *pratigho nāma pratighātaḥ*（妨げるとは妨げることである））と解釈している。『婆沙論』（T. 27, p. 391b17-24）では、三種の有対の解説の中で、障礙有対における障礙性の意味を「障礙」と解釈し、また境界・所縁の二有対における障礙性の意味を「拘礙」と解釈していた。それに対し

て、『俱舍論』では「礙」(pratighāta)の一語をもって、対(有対)と三種の有対との意味を規定しているのである。さらにまた、『俱舍論』は境界・所縁の二有対の障礙性について、「礙者是和會義」(T. 29, p. 7b1, *AKBh*, 19.17: nipāto vā 'tra pratighāto)と解釈して、二有対と障礙有対との障礙性の相違を区分している。つまり、対境と認識との相互関係、および対境に対する認識(心・心所)の機能を「和會」の語によって指しているのである¹⁴⁾。確かに、『雜心論』において、三種の有対それぞれの意味が詳細に考察されるようになった。しかしながら、『婆沙論』が論じている「有対」や「三種の有対」の意味、および障礙有対と二有対との区別が十分に論じ尽くされていたとはいえない。それについて、『俱舍論』では、「對」と「礙」の意味を再定義したことによって、「有対」の意味がより明確になり、『婆沙論』の有対・無対の立場、そして『婆沙論』が三種の有対を論じる重要性をより明確化したと言えよう。

以上、本考察では、有対・無対の概念が定立する『婆沙論』から『俱舍論』に至る有部論書において、どのように有対・無対が規定されおり、論じられているのかを考察した。

-
- 1) 有部の諸門分別についての先行研究に、櫻部建(櫻部 [1969])『俱舍論の研究』(法蔵館, 1969年) pp. 116-117, 木村泰賢『小乗仏教思想論』(『木村泰賢全集』第五卷, 大法輪閣, 1968年) pp. 264-267, 宮下晴輝「アビダルマの諸門分別——内外門」(『仏教学セミナー』49, 2002年) p. 20がある。 2) 十八界諸門分別の第一門「有見・無見門」(*AKBh*, 18.24-26 (I. 29ab))については、拙稿(楠 [2013])「有見・無見門」(『印度学仏教学研究』62-2, 2013年)の中で既に考察した。 3) 櫻部 [1969], p. 116; 楠 [2013], p. 924, p. 922 (註1) 参照のこと。 4) 『品類足論』T. 26, p. 760a10-14 (五蘊), p. 696b20-21 (十二処), p. 762c6-10 (十八界); cf. 『舍利弗阿毘曇論』T. 28, p. 545c18-19 (五蘊), p. 526c24-26 (十二処), p. 535b4-6 (十八界)。 5) 『阿毘曇毘婆沙論』(巻40以下) T. 28, pp. 292c21-293a18 (以下, 『旧婆沙』, 或は「旧訳」と略), 『鞞婆沙論』(巻7) T. 28, p. 462a1-c24。 6) 楠 [2013], p. 923; 『婆沙論』(巻71-93, T. 27, pp. 366a11-478c20, 『旧婆沙』巻36-45, T. 28, pp. 270a12-342c14)。また新旧『婆沙論』の有対・無対の議論の文脈は、それぞれ相異している。『旧婆沙』(巻40, T. 28, p. 293a18-b7)では、(2) 有対・無対の規定, (3) 諸師説を最後に論じており, また, 『鞞婆沙論』では、(2), (3), (5) の障礙有対の順序で対・無対の議論を帰結している。以上, 諸訳の中で, 『阿毘曇毘婆沙論』の文脈が, 有部における有対・無対の立場を最も明示していると考えられる。 7) 『旧婆沙』T. 28, pp. 292c24-293a9; 『鞞婆沙論』T. 28, p. 462c7-12。 8) 『婆沙論』(巻75) T. 27, p. 388c21-25, 『旧婆沙』(巻39) T. 28, p. 291b7-11; cf. 『婆沙論』(巻75) T. 27, p. 388b19-20, 『旧婆沙』(巻39) T. 28, p. 291a17-18。 9) 『俱舍論』(*AKBh*, 19.24-26)とその諸註釈のみが鳩摩邏多の説を挙げている。鳩摩

邏多の説は、障礙有対を述べたものであるが、光記（『俱舍論記』T. 41, p. 35c11-12）は、鳩摩邏多の説を引いた世親の意図は經部説に通じており、有部正説に相違していると述べる。また、法宣は、鳩摩邏多の説は有部の立場に反していないと述べる（法宣『俱舍論講義』法蔵館、1898年、卷二ノ上、pp. 180-181）；cf. 『心論經』T. 27, p. 835b27-29；『俱舍論』T. 29, p. 7a24-b1, *AKBh*, 19.24-26, *SA*, 59.22-60.3, *TA*, P. to 105b3-8, *LA*, P. ju 69a4-8, *D. cu* 61a5-b1；櫻部 [1969], p. 194, 註2 参照のこと。 10) 『心論』（T. 28, p. 809c20-23）では、十八界についての有対・無対の分類、および障礙有対を論じている。

11) 『雜心論』が説く有対・無対門の偈の形態は他の論書に見出されず、特徴的である。『雜心論』T. 28, p. 875a17-19：十二界有對一界説少分，十界七有對一少分亦然，説境界有對障礙及與縁。『心論』T. 28, p. 809c17：十則説有対，『心論經』T. 28, p. 835b15：十界説有対，『俱舍論』T. 29, p. 7a9：十有色有對。『順正理論』（T. 29, p. 348a18），『顯宗論』（T. 29, p. 787b10）の偈は『俱舍論』に同じ。 12) 『雜心論』では、障礙有対は「十色界（五根・五境）」であり、また境界有対は、「十二界（五根・七心界，及び法界の少分（心・心所法））」であり、所縁有対は、「心・心所法」である、と説く。Cf. *AKBh*, 19.7-14, 19.14-15, 『俱舍論』T. 29, p. 7a11-15, 7a23-24；『順正理論』T. 29, p. 348a27-b5, 『顯宗論』T. 29, p. 787b19-24。 13) 『顯宗論』（T. 29, p. 787c7），『順正理論』（T. 29, p. 348b16）の障礙有対の解説中に、「極微色」，「可集色」とあり，諸師説に関連した語を述べている。TA, LA の両註釈では，境界有対・所縁有対の解説の中で，十色界の極微積聚，および七心界・法界（六識相應の心・心所について）の極微非積聚を論じている。また，『俱舍論』，SA に極微の語は全く見い出されない。Cf. TA, P. to 105a1-6, D. tho 87b4-7 (P. to 105a6-106b1 の相当箇所まで欠落)；LA, P. ju 69b1-8, D. cu 61b2-7 (*AKBh*, 19.18-20)。 14) 櫻部建は，「和會」（*nipāta*）の語を境界・所縁の二有対の概念の意味を踏まえて，「到達すること」と訳している。櫻部 [1969], p. 192 参照。

〈略号〉

AKBh: *Abhidharmakośabhāṣya*, ed. P. Pradhan, Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1967.
LA: *Lakṣaṇānusāriṇī Abhidharmakośaṭīkā*. T: Taisho. 大正新脩大藏經, 1924. *SA*: 称友疏
Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā, ed. Unrai Wogihara. Tokyo: Sankibo Buddhist Book Store, 1971 (originally published 1936). *TA*: *Tattvārthā Abhidharmakośaṭīkā*.

〈キーワード〉 諸門分別，有対・無対，『婆沙論』，『雜心論』，『俱舍論』

(札幌大谷大学非常勤講師，博士（文学）)